

利尻町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 5 年 9 月

利尻町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

利尻町では、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施致しました。

また、令和3年6月に下校中の児童が死傷する痛ましい事故が発生したことも踏まえ、緊急点検を実施するなど、例年実施している通学路の合同点検の他にも実施することで、必要な対策内容についても関係機関で協議してまいりました。

令和5年度につきましても、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関と通学路の合同点検を実施し、令和5年「利尻町通学路交通安全プログラム」を引き続き策定しましたので公表いたします。

今後も本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

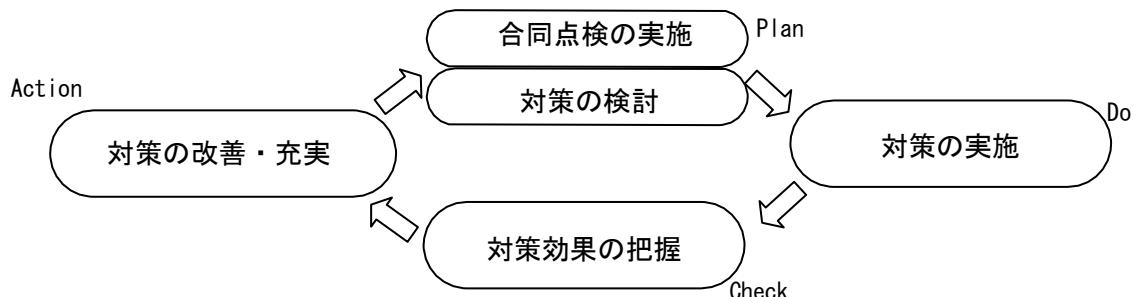
- | | |
|---------------|---------------|
| ・利尻町教育委員会 | ・利尻町役場町民課 |
| ・利尻町役場建設課 | ・利尻町交通安全指導委員会 |
| ・沓形小学校代表者 | ・沓形小学校PTA代表者 |
| ・利尻中学校代表者 | ・利尻中学校PTA代表者 |
| ・仙法志小学校代表者 | ・仙法志小学校PTA代表者 |
| ・稚内建設管理部利尻出張所 | ・稚内警察署沓形駐在所 |
| ・稚内警察署仙法志駐在所 | |

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方 継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・町内の小・中学校を3箇所に分け、1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、夏期と冬期を想定しながら実施致します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小・中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっていいるのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、
 - ・地域住民へのアンケートの実施
 - ・車両と歩行者の離隔を測定など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図（学校別）

令和5年9月21日 通学路合同点検実施状

